

令和6年度 参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業

No	質問	回答
1	仕様書の人員配置について 「専任の常勤職員5名以上配置すること」とありますが、「常勤」とはその法人の就業規則に規定する正規職員のこと よろしいですか？ また、「専任の常勤」とは週40時間(月160時間)労働ということよろしいですか？	正規職員であることを必須の条件としているわけではありません。他業務と兼務することなく、当業務に専任して いただく形で、フルタイム勤務(勤務先の所定労働日数・時間に即した勤務)の方を配置していただきたいと考えて おります。
2	企画提案書の事業実施体制 (ア)相談員等の配置計画 について 「雇用形態、資格、経験及び能力等」とありますが、具体的な氏名・年齢やこれまでの職務経歴について、どこまで具 体的に記載したらよろしいですか？ 地域包括支援センターの公募では、履歴書の添付が求められていました。	企画提案書提出時点での、履歴書の添付までは求めません。仕様書中に記載の、人員配置「従事する職員は、福祉 専門職(保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の資格を有している者、ひきこもり支 援に従事した経験の有する者、障害者等への就労支援等に従事した経験の有する者)であること」を満たす内容が 確認できる記載であれば構いません。 なお、資格を有している職員の場合は、事業開始時に資格取得を証明できる書類の提出をしていただきます。 氏名・年齢についての記載は必須ではありません。
3	仕様書の5の支援対象者について (1)および(2)に示す支援対象者は受託者が本事業を通じて掘り起こした者という理解でよろしいか。	仕様書5に記載の支援対象者については、受託者が本事業を通じて掘り起こした者と、重層的支援会議において 支援が必要と判断された者、という区別での記載はしていません。したがって、(1)(2)(3)ともに、受託者が本 事業を通じて掘り起こした者と、重層的支援会議において支援が必要と判断された者どちらも当てはまる可能性 があります。
4	仕様書の5の支援対象者について (3)に示す「その他本事業による支援が必要な者」とは、重層的支援会議において支援が必要と判断された者という 理解でよろしいか。また、既存相談窓口から直接支援依頼があった者も含まれるのか。	また、既存相談窓口から、いずれかの事業を利用したいと依頼が入る可能性もありますが、その際は、基本的には 重層的支援会議を開催し、支援を開始することが想定されます。事例の状況によっては、会議開催前に支援を開 始する必要もありますが、いずれの場合も多機関協働事業者と対応については協議することとなります。
5	仕様書の5の支援対象者について 「静岡市内に居住し、又は住所を有する者」とあることからホームレスは対象外と考えてよろしいか。	当該ホームレスが主に静岡市内で生活を送っている実態がある場合は、対象となります。可能性はあまりないか もしれませんが、静岡市のみではなく生活拠点となっている市町がある場合は、その市町と支援方法について協 議を行うこととなります。
6	6の業務内容について イに示す「他支援機関との連携や地域からの情報収集」により把握した対象者について、プラン作成は受託者が本事 業により支援が必要だと判断した場合に適宜作成するものか。あるいは重層的支援会議に諮り作成するものか。	基本的には重層的支援会議に諮り、作成することとなります。ただし、事例の状況によっては会議開催前に、支援 を開始する必要性が生じる可能性もありますので、その際は、多機関協働事業者と協議をし、プランを作成した上 で支援を開始することとなります。作成したプランは、後に開催される重層的支援会議にて諮ることとなります。
7	6の業務内容について 作成したプランの妥当性等を判断する場はあるのか。また評価する場はあるのか。	作成したプランについては、重層的支援会議にて諮ることとなります。
8	7の業務実施体制について 福祉専門職の資格は仕様書の記載資格者のみと考えてよいか。それ以外の要資格者の想定はあるか。(例 児童指導 員、保育士、民間団体等の公認による資格者、子ども発達障害支援アドバイザー 等)	仕様書中には、「保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の資格を有している者」と記載 しておりますので、具体名の記載がある資格以外、質問票にご記載いただいた資格等も想定範囲内と考えてお ります。配置予定の職員の有する資格については、ご記載いただければと思います。
9	7の業務実施体制について ひきこもり支援、障害者等への就労支援等に従事した経験の有する者の従事経験期間の用途はあるか。また、記載以 外の従事経験者の想定はあるか。	従事経験期間の用途は特にありません。従事している期間があれば、それを教えていただければと思います。ま た、記載以外にも、生活困窮者の支援や、就労困難者の支援など、福祉的な支援経験がある場合はご記載いた だきたいです。
10	行政が主催する重層的支援会議は、区ごと開催されるのか、市域対象として開催されるのか。また、開催頻度はどの 程度を想定されているのか。	区ごとの開催で、月1回程度を想定しております。
11	令和5年度は駿河区においてモデル実施されているが、参加支援事業および継続的支援事業の対象者となったケ ースはどのくらいあったのか。	令和5年度は、重層的支援会議の対象件数は、9件(R5.2.15時点)で、うち、4件で事業利用をしており、1件で事 例の状況次第で事業利用の可能性のある状況です。
12	委託料の支払い時期について、委託契約書案では12回分割払いとなっているが、12回の均等払いと考えてよろしい か。	お見込みのとおりです。
13	仕様書 7 (2)人員配置について 「専任の常勤職員5名以上配置すること」とありますが、例えば、支援員Aが(月)休みの勤務、支援員Bが(火)休みの勤務の ように、2人で1人工(1名分の配置)とすることは可能でしょうか。	支援の連続性等を考慮し、原則として、専任体制としていただきたいです。つまり、2人で1人工といった配置では なく、1名が1人工を担うという配置にいただきたいです。